

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)

概要版

鎌倉市、逗子市及び葉山町(以下、「圏域」という。)は、平成28年(2016年)5月に、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、7月には覚書を締結してごみ処理の広域連携の検討を進めてきました。

この度、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)」(以下、「実施計画(素案)」という。)を取りまとめました。

1. ごみ処理広域化の目的

各家庭や事業所などから排出される一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づいて、それぞれの市町村が処理をしています。

ごみ処理の広域化は、今後予想される人口減少など社会状況の変化に伴う様々な課題に対応していく必要に迫られる中、各市町村単独で処理するだけでなく、連携して取り組むことで、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ることを目的としています。

2. 圏域のごみ処理の現状

- 現状(平成29年度(2017年度))のごみ総排出量は、家庭系ごみが約6万1千トン、集団資源回収物が約5千トン、事業系ごみが約2万4千トンで、合計約9万トンとなっています。
- このうち燃やすごみは、家庭系ごみが約3万1千トン、事業系ごみが約1万5千トンの合計約4万6千トンとなっています。
- 資源化率は、鎌倉市52%、逗子市47.4%、葉山町44.3%で、県平均値の24.4%より遥かに高く、県内33自治体中トップ3を占めています。
- 圏域の人口一人当たりのごみ処理費は18,183円で、県内の平均ごみ処理費10,576円と比べ、上回っています。

3. 圏域の課題と連携の方向性

- 一人1日当たりのごみ排出量が多く、家庭系ごみの更なる減量・資源化を進める必要があることから、燃やすごみに含まれている資源化可能なものについて、更なる分別の徹底を行うとともに、新たに生ごみを分別収集し、資源化を進めます。
- 県内の他自治体に比べ事業系ごみの割合が高く、多くを占める生ごみの削減や資源化可能な紙類の分別、産業廃棄物類(プラスチック等)の分別の徹底を圏域で取り組む必要があります。
- 圏域内の既存のごみ処理施設は老朽化しており、安定的にごみ処理を継続するため、エネルギー効率や環境面などを勘案した将来のごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

4. 実施計画（素案）の内容

実施計画(素案)は、これまで各市町それぞれで進めてきたゼロ・ウェイストの実現を、圏域全体で目指し、圏域で取り組むごみの減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担等を定め、効率的かつ効果的なごみ処理を推進していくこととしています。

特に可燃ごみの減量を強力に進め、圏域既存の施設を有効活用することで、安定的に処理を行い、また、環境面、経済面においても負荷の少ない処理体制を確立していきます。

(1) 基本理念

環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指す

(2) 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)の10年間

(3) ごみの減量・資源化施策の実施方針

- ① 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
 - ・ 生ごみ資源化施設の整備による生ごみの減量・資源化
 - ・ 啓発活動による食品ロスの削減、紙類等の分別徹底など
- ② 事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
 - ・ 食品リサイクル事業者への排出誘導等の推進、発生抑制、排出抑制の周知・啓発による生ごみの削減
 - ・ 事業者への指導や啓発による分別指導の強化、事業系ごみ手数料の見直しなど
- ③ 取り組むべきその他の施策の拡充
 - ・ 紙おむつの資源化の検討、スケールメリットを活かしたごみ処理経費の縮減の検討など
 - ・ 新たな技術の利用や民間施設の活用による資源化手法の導入の検討

これらのごみの減量・資源化を連携して進めた場合の焼却ごみ量の試算は次のとおりです。

(単位：t)

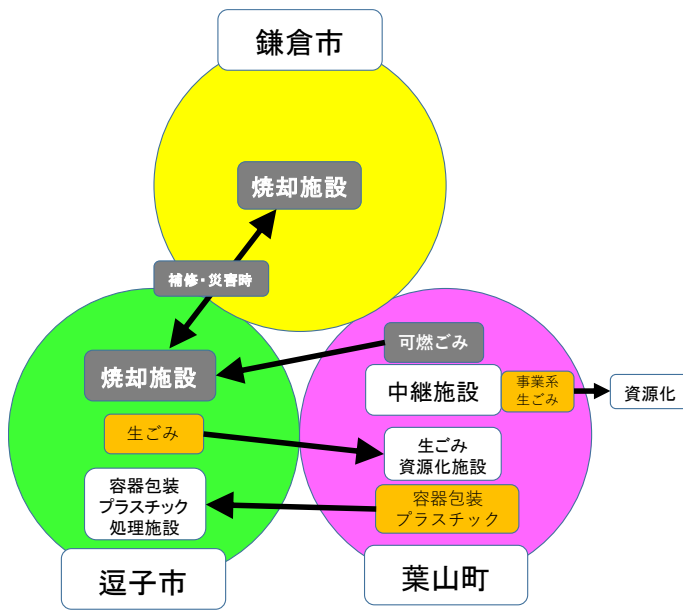
	平成29年度 (2017年度) (実績値)	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	31,540	30,464	29,813	22,836	22,527	16,736
事業系ごみ	15,248	14,321	13,474	3,977	3,453	3,197
合計	46,788	44,785	43,287	26,813	25,980	19,933

目標年度である令和11年度(2029年度)には現状の半分以下の焼却ごみ量となると推計しています。

5. ごみ処理施設の整備方針

本計画では、令和2年度(2020年度)から鎌倉市で稼働している可燃ごみ焼却施設が停止する令和6年度(2024年度)までを第Ⅰ期、その後を第Ⅱ期として計画を策定しています。

(1) 第Ⅰ期(令和2年度～6年度)(鎌倉市の焼却施設が停止するまで)



○逗子市・葉山町の連携

可燃ごみについては逗子市既存焼却施設で焼却し、容器包装プラスチックについても逗子市で共同処理を行います。

一方、葉山町では生ごみ資源化施設を整備し、家庭系生ごみの共同処理を行います。

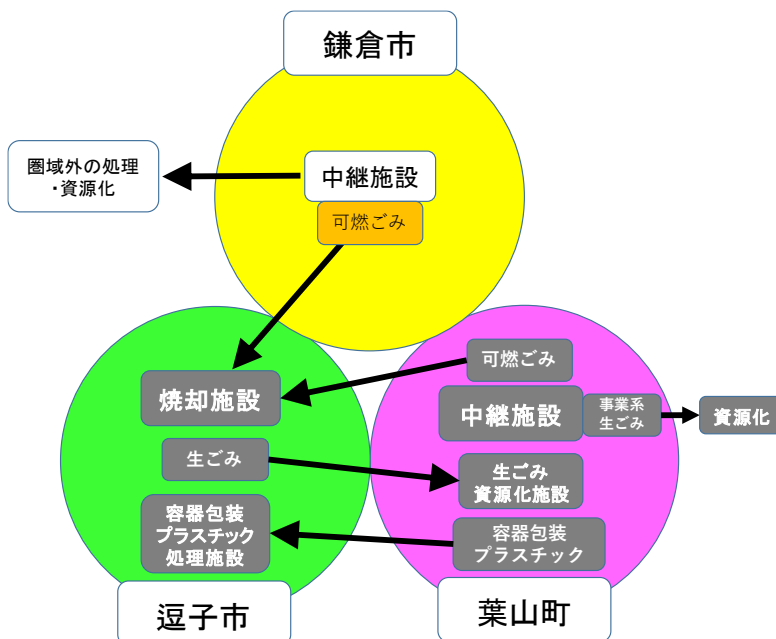
○鎌倉市・逗子市の連携

焼却施設について、補修工事等に伴う休炉時や災害時などの緊急時に連携します。

■ : 既存施設

□ : 新たに整備する施設

(2) 第Ⅱ期(令和7年度～11年度)



○鎌倉市・逗子市・葉山町の連携

可燃ごみの減量・資源化を進めながら、逗子市既存焼却施設で焼却処理を行います。

鎌倉市に中継施設を整備し、逗子市焼却施設へ運搬します。(逗子市焼却施設の稼働停止後は、2市1町の施設として活用予定)

○逗子市・葉山町の連携

引き続き、第Ⅰ期と同様に、逗子市にて容器包装プラスチックを、葉山町にて家庭系生ごみの共同処理を行います。

6. 圏域における将来のごみ処理体制について

計画期間終了後の可燃ごみの処理については、逗子市の既存焼却施設をできるだけ長く使用する予定ですが、老朽化を踏まえ、おおむね令和16年度までの稼働を計画しています。

その後の対応については、将来の人口とごみ量の予測、新技術の実用化の進捗、国からごみ焼却施設の更なる広域化の推進や民間活用の考え方が示されていることなどを踏まえ、圏域で新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていくのが最良と考えます。

その場合には、圏域の可燃ごみの中継施設が必要となるため、鎌倉市が整備する中継施設を活用することとしています。

今後は、ごみ処理広域化ブロック区割りの設定の見直しも視野に入れつつ、民間の新技術による資源化手法の活用も行うなど、ゼロ・ウェイストを目指し更なるごみの資源化を進め、安定的なごみ処理を維持できるよう、引続き情報収集・研究・協議検討を重ねていきます。

7. 連携体制

圏域における連携体制については、現状の体制を継続し、既存施設を活用して効率的にごみ処理を行うため、地方自治法に基づく「事務の委託」を考えていますが、事務の委託は委託側の自治体が管理執行に関与することができないことから、それを補完するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において、執行状況を相互にチェックします。

8. 費用負担の方法

費用負担の基本的な考え方は、対象経費を「施設の運営管理費」「施設の改修費用」等の合計から搬入量の割合に応じて、各市町で公平な負担とする計画です。

鎌倉市・逗子市・葉山町

鎌倉市環境部環境施設課	TEL:0467-61-3625 E-mail:siseken@city.kamakura.kanagawa.jp
逗子市環境都市部資源循環課	TEL:046-873-1111 E-mail:sigen@city.zushi.lg.jp
葉山町環境部環境課	TEL:046-876-1111 E-mail:kcp@hayama.kanagawa.jp